中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程

規程第二千百八十一号

目次

第一章　総則（第一条―第十一条）
第二章　ハラスメント防止啓発活動（第十二条）
第三章　ハラスメントの申出及び事案の解決方法・手続
第一節　ハラスメントの申出（第十三条・第十三条の二）
第二節　事案の解決方法の種類・手続（第十四条―第十六条）
第三節　措置勧告の実施（第十七条）
第四節　仮の措置等（第十八条―第十九条の二）
第五節　弁明の機会（第二十条―第二十三条）
第四章　ハラスメント防止啓発に関わる組織
第一節　防止啓発委員会（第二十四条―第二十八条）
第二節　防止啓発運営委員会等
第一款　防止啓発運営委員会（第二十九条―第三十五条）
第二款　常務委員会（第三十六条）
第三款　調査委員会、調停原案作成委員会及び措置勧告原案作成委員会（第三十七条・第三十八条）
第三節　ハラスメント防止啓発支援室等（第三十九条―第四十四条の二）
第五章　改正（第四十五条）
第六章　雑則（第四十六条・第四十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程は、日本国憲法の精神に則り、個人の尊厳を尊重し、学校法人中央大学（以下「本学」という。）並びに本学が設置する中央大学その他の教育・研究機関（以下「中央大学等」という。）に所属する教員、職員、学生及び生徒等（以下「構成員」という。）について、快適な教育・研究、就業の環境を作り出し、維持するために、本学関係機関等におけるハラスメントの防止啓発を図り、あわせてハラスメントが発生した場合の適切な措置を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この規程にいうハラスメントとは、教育・研究、管理的業務に関連して、一方の当事者が他方の当事者の性別、性指向、年齢、身体的状況ないし特性、出身地、家族関係、信条、国籍、民族、人種、職業、その他の社会的地位等の個人的属性及び人格に関し、不適切な発言や行動を行い、これにより他方の当事者に不利益や損害を与え、又は個人の尊厳若しくは人格を侵害することをいう。

２　前項にいうハラスメントには、次のものを含むものとする。

一　セクシュアル・ハラスメント　教育・研究、管理的業務に関連して、一方の当事者が他方の当事者の意に反する性的な発言や行動を行い（社会的又は文化的意味における場合を含む。）、これにより他方の当事者に不利益や損害を与え、又は個人の尊厳若しくは人格を侵害すること。

二　アカデミック・ハラスメント　教育・研究活動上指導的立場にある者が、指導を受ける者に対し、指導上許容されない発言や行動を行い、指導を受ける者の自由で主体的な学修活動や研究活動、円滑な職務遂行活動を妨げ、個人の尊厳又は人格を侵害すること。

三　パワー・ハラスメント　管理的業務活動若しくは教育関連活動の上で優位的立場にある者が、その地位や経験を利用して、優位的立場にない者に対し、不適切な発言や行動を行い、その者に不利益や損害を与え、又はその者の個人の尊厳若しくは人格を侵害すること。

３　第一項に定めるハラスメントは、前項各号に規定するハラスメントのみを意味するものと解釈され、又は発言や行動の直接の対象者についてのみ生じるものと限定して解釈されてはならない。

（本学の責務）

第三条　本学は、第一条の目的を達成するため、中央大学ハラスメント防止啓発ガイドライン（以下「防止啓発ガイドライン」という。）を定め、構成員に対し必要な啓発活動を行い、かつ、ハラスメントが発生した場合に適切な措置を講じるために必要な組織を整備し、人的要員を配置する。

２　本学は、構成員に関するハラスメントの申出があった場合には、これに誠実に対応し、ハラスメントを排除し、発生した不利益を除去し、回復するために適切な措置（以下「事案の解決」という。）を講じなければならない。

（関係機関の責務）

第四条　本学の各機関は、自らハラスメントの発生防止に努め、第二十四条に定めるハラ

スメント防止啓発委員会（以下「防止啓発委員会」という。）がハラスメントの防止啓発、排除のために協力を求めたときは、これに応じなければならない。

（構成員の責務）

第五条　構成員は、ハラスメントが本学における快適な教育・研究、就業の環境を損なうものであることを自覚し、自らハラスメントを行わず、かつ、ハラスメントのない環境を作り出し、維持するよう努めなければならない。

（指導的立場又は管理的立場にある者の責務）

第六条　教育・研究活動上指導的立場にある者又は管理的業務遂行上若しくは教育関連活動上優位的立場にある者は、前条に定める構成員の責務に基づいて、ハラスメント防止啓発のために積極的に協力しなければならない。ハラスメントの申出を放置し、又はハラスメントを容認してはならない。

（申出妨害の禁止）

第七条　何人も、ハラスメントの申出を妨げてはならず、また、申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（守秘義務）

第八条　この規程の定めるところにより設置される委員会の委員その他この規程の運用に関係する者は、職務上知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、防止啓発委員会は、事案の解決に資すると判断するときは、相談者の利益を害さない範囲において、学内の他の機関に事案の解決のために、協力を求めることができる。

３　この規程の定めるところによる調査内容及び個人情報の取扱いについては、中央大学個人情報保護規程（規程第千四百三十九号）の定めるところによる。

（事案解決への協力等）

第九条　何人も、ハラスメントに関する事案の解決について協力を求められたときはこれに応じなければならない。

２　何人も、ハラスメントに関する事案の解決のための事実確認又は調査を妨害し、若しくは事実確認又は調査において虚偽の申述又は証言を行ってはならない。

（規程の適用範囲）

第十条　この規程は、原則として次の構成員に適用する。

一　本学の専任及び非常勤の教職員

二　中央大学等の学生、生徒等で教育の提供を受ける者

２　当事者の一方が構成員以外の者である場合にも、この規程の定めるところにより事案を解決する。

（解釈の基準）

第十一条　この規程の解釈及び運用は、防止啓発ガイドラインを十分参酌して行われなければならない。

第二章　ハラスメント防止啓発活動

（ハラスメント防止啓発活動）

第十二条　本学は、ハラスメントに関する構成員の意識を高め、ハラスメントが行われない環境を作り出し、維持するために必要な組織を置き、広報活動、講演会・研修会等の実施につき配慮しなければならない。

第三章　ハラスメントの申出及び事案の解決方法・手続

第一節　ハラスメントの申出

（ハラスメントの申出）

第十三条　何人も、ハラスメントの申出を、次の各号に定めるハラスメント相談機関等にすることができる。

一　第三十九条に定めるハラスメント防止啓発支援室（以下「防止啓発支援室」という。）

二　第二十六条に定める防止啓発委員会の委員長（以下「防止啓発委員長」という。）及び第二十五条第一項に定める防止啓発委員会第十号、第十一号及び第十三号の委員

２　前項に定めるもののほか、第十条第一項第二号に定める者がするハラスメントの申出は、次の各号に定める相談機関にすることができる。この場合において、前項の規定に基づき、前項各号に定める相談機関等に直接に申出をすることを妨げない。

一　学生部事務室学生相談課及び理工学部学生生活課

二　防止啓発委員長が、前項及び前号の相談機関以外に指定するハラスメント相談機関（以下「指定相談機関」という。）

３　前項各号に定める相談機関に申し出ることのできる第十条第一項第二号に定める者の区分は、防止啓発委員長が定める。

４　ハラスメントの申出は、第一項に定めるハラスメント相談機関等及び第二項に定める相談機関（以下「相談機関等」という。）以外の本学の機関に対してもすることを妨げない。この場合、申出を受けた者は、速やかに申出があったこと及びその内容を防止啓

発支援室に連絡しなければならない。

5　前項に定める連絡が行われた申出は、防止啓発支援室に申出があったものとして取り扱う。この場合、防止啓発支援室は、必要に応じて、連絡をした者に当該事案の取扱いにつき引き続き協力を求めることができる。

（申出妨害に対する措置）

第十三条の二　第七条の規定に違反する行為があったと認められるとき、防止啓発委員会は、当該個人又は関係機関に、当該行為の中止を求めることができる。

第二節　事案の解決方法の種類・手続

（ハラスメント申出事案の解決方法の種類）

第十四条　申出のあったハラスメント事案の解決方法は、次の各号に定めるところによる。

一　相談　相談とは、ハラスメントを受けた者（以下「相談者」という。）からの申出の内容に応じて助言をしながら、解決策を探ることをいう。

二　通知　通知とは、前号に定める相談によって問題を解決することができないときに、相談者に不利益が生じないように配慮しつつ、ハラスメントを行ったとされる者（以下「相手方」という。）に対し、その者の特定行為についてハラスメントの相談があったことを伝え、これに関する意見を聴くことをいう。この場合において、相手方からの意見により、相談者がそれ以上の措置を望まないときに手続は終了する。

三　意見の調整　意見の調整とは、相談者が相手方との間でハラスメントの存否及びこれが存在する場合にとられるべき措置について意見の調整を図ることを希望するときに、双方からの意見の提出を求め、これを他方に伝達するとともに、双方に助言を与えて、意見の調整を図り、相談者が不利益を受けている場合には、相手方に自発的にその不利益を除去するよう助言して、事案の解決を図ることをいう。この場合において、意見の提出は書面により行うこととし、相談者と相手方の面談は、双方の希望があり、かつ、これが妥当であると判断される場合を除き行わない。相談者が意見の調整内容及び相手方が行った不利益除去行為で満足したときに手続は終了する。

四　調停　調停とは、相談者が相手方との間でハラスメントの存否及びこれが存在する場合にとられるべき措置について調停を求めるときに、ハラスメントの存否について調査を行い、その結果に基づいて、とられるべき措置について調停案を作成し、相談者と相手方に調停案での合意が提案されることをいう。調停手続は、相談者の申出により、相手方がこれに同意したときに開始する。相談者及び相手方が調停案を受け入

れたとき、又はそのどちらかが調停案を受け入れないときに手続は終了する。

五　措置勧告　措置勧告とは、相談者がハラスメントの存否の調査及び当該調査に基づく適切な措置を求めるときに、ハラスメントの存否の調査を行い、その結果に基づいて措置勧告を決定し、関係機関にその実施を勧告することをいう。この場合において、措置勧告には、関係学内規程等に基づく懲戒処分案が含まれることがある。また、措置勧告には、相手方によるハラスメントの反復を防止するため、その者についてハラスメントに関する研修等を受けるべきことを勧告する内容を含むことができる。

（事案の解決手続）

第十五条　申出のあったハラスメント事案の解決手続は、次の各号に定めるところによる。

一　相談　相談は、相談機関等が、相談者について行う。ハラスメントの申出者が相談者でないときは、相談機関等は、ハラスメントの申出者から事情を聴取し、必要な助言を与え、又はハラスメントの解決のために協力を求めることができる。

一の二　相談の意見の調整への移行　相談者が相談事案の解決について、相手方への仲介を希望し、相手方が仲介に応じる意思を有する場合には、その事案を第三号に定める意見の調整に移行することができる。

一の三　相談事案の他の部課室への回付等　相談機関が相談事案の解決を当該相談機関が行うよりも、他の部課室での処理が適切であると判断する場合には、第二十九条に定めるハラスメント防止啓発運営委員会（以下「運営委員会」という。）委員長（以下「運営委員長」という。）は、当該相談機関の申出を受け、第三十六条に定めるハラスメント防止啓発常務委員会（以下「常務委員会」という。）に諮り、相談者の同意を得て、他の部課室と協議して、その事案を他の部課室に回付することができる。この場合において、防止啓発支援室は他の部課室からの協力の要請に応じるものとする。相談事案が他の部課室の業務運営の検討を必要とするものであるときは、防止啓発支援室は、他の部課室に業務の運営に関する要望を申し入れることができる。

二　通知　通知は、相談者の希望による、相談機関等の要請により、運営委員長が、常務委員会に諮って、通知手続開始の可否についての常務委員会の判断に基づき、第三十条に定める運営委員会委員（以下「運営委員」という。）が行う。当該運営委員は、当該相談機関等から事情を聴いて通知を行い、その経緯及び結果を運営委員長に報告するものとする。運営委員長は、必要に応じて専門知識を有する者に通知の内容

及び方法について助言を求めることができる。

二の二　通知における事実確認　通知の申出があったとき、運営委員長は、通知を担当する運営委員に、相手方に対する通知に先立ち、その申出に係る事実関係の存否について、相談者及び相手方に対し事実確認を行わせることができる。この場合において、相談者の同意を得て、相談者及び相手方以外の者からも、事実確認をすることができる。事実確認の結果、事実関係がないと判断される場合には、運営委員長は、通知を担当する運営委員の意見を聴き、常務委員会に諮って、当該事案について解決手続を取りやめることを決定し、通知を申し出た者に理由を示してこの旨を通知する。

二の三　通知における助言勧告　通知を行うとき、運営委員長は、常務委員会に諮り、通知を担当する運営委員と協議して、通知に係る事案の解決のために必要な助言勧告を相手方に行うことができる。

三　意見の調整　意見の調整は、相談者の希望による、相談機関等の要請により、運営委員長が、常務委員会に諮って、意見の調整手続開始の可否についての常務委員会の判断に基づき行う。この場合において、専門知識を有する者を手続に参加させることができる。なお、意見の調整において事実確認を行う際は、第二号の二の規定を準用する。

四　調停　調停は、相談者の希望による、相談機関等の要請により、運営委員長が、常務委員会に諮って、調停手続開始の可否についての常務委員会の判断に基づき行う。なお、調停を行う場合の調停における調査及び調停案の作成は、次の手続により行う。前号後段は、この場合に準用する。

イ　運営委員長は、常務委員会に諮って複数の運営委員を調停に関わる調査委員（以下「第四号調査委員」という。）として指名する。

ロ　指名された委員は、調停に関わる調査委員会（以下「第四号調査委員会」という。）を組織する。

ハ　第四号調査委員会は、事案を調査し、同委員会における合議を経て、調査結果報告書を作成する。

ニ　調査結果報告書が運営委員長に提出された場合には、同委員長は、常務委員会に諮って、速やかに第四号調査委員以外の複数の運営委員を、調停原案の作成に参加させるために、指名する。

ホ　第四号調査委員と前ニによって指名された委員は、調停原案作成委員会を組織する。

ヘ　調停原案作成委員会は、調査結果報告書に基づき調停原案を作成する。

ト　調停原案が調査結果報告書とともに運営委員長に提出されたときは、運営委員長は、調停原案に調査結果報告書を添えて常務委員会に諮り、調停原案作成委員会の委員の意見を聴いて、調停案を決定する。

チ　調停原案作成委員会の委員は、調停案での解決を相談者及び相手方に働きかける。

五　措置勧告　措置勧告は、相談者の希望による、相談機関等の要請により、運営委員長が、常務委員会に諮って、措置勧告手続開始の可否についての常務委員会の判断に基づき行う。なお、措置勧告を行う場合の措置勧告に関わる調査及び措置勧告の決定は、次の手続により行う。

イ　運営委員長は、常務委員会に諮って複数の運営委員を措置勧告に関わる調査委員（以下「第五号調査委員」という。）として指名する。

ロ　指名された委員は、措置勧告に関わる調査委員会（以下「第五号調査委員会」という。）を組織する。

ハ　第五号調査委員会は、事案を調査し、同委員会における合議を経て、調査結果報告書を作成する。

ニ　調査結果報告書が運営委員長に提出された場合には、同委員長は、常務委員会に諮って、速やかに第五号調査委員以外の複数の運営委員を、措置勧告原案の作成に参加させるために、指名する。

ホ　第五号調査委員と前ニによって指名された委員は、措置勧告原案作成委員会を組織する。

ヘ　措置勧告原案作成委員会は、調査結果報告書を精読し、これに基づき措置勧告原案を作成する。同委員会は、審議に当たり、運営委員長及び同委員会の委員となっていない運営委員の出席を求め意見を聴くことができる。

ト　措置勧告原案は、調査結果報告書に基づく事実関係に関する部分、事実関係についての評価に関する部分及び措置勧告原案の結論に関する部分からなるものとし、措置勧告原案作成委員会の委員長が運営委員長に提出する。

チ　運営委員長は、措置勧告原案の提出を受けたときは、これを速やかに運営委員会に諮らなければならない。

リ　運営委員会が措置勧告案を決定したときは、運営委員長は、これを防止啓発委員長に提出する。

ヌ　防止啓発委員長は、提出された措置勧告案を防止啓発委員会に諮らなければならない。

ル　防止啓発委員会は、第二十七条の規定により、措置勧告を決定する。

ヲ　防止啓発委員長は、相談者に措置勧告に関わる手続の進行状況について、連絡するものとする。

２　事案の解決手続において、相談者及び相手方は、代理人を立てることはできない。

３　第四号調査委員会及び第五号調査委員会は、相手方が正当な理由なく、調査のための連絡をした日から二十日以内に調査に応じないときは、この事実を記載して、調査結果報告書を作成することができる。

４　第十四条第五号の規定に定める手続の申出があった場合に、すでに同条第四号に定める調停手続による事案の調査が行われている場合においては、改めて第五号に基づく調査をせず、第四号に基づく調査結果を第五号に基づく調査結果とすることができる。ただし、相談者又は相手方が再調査を求めるときには、改めて調査を行わなければならない。

５　事案解決手続開始の後、相談者が三ヶ月以上手続の進行に協力しない状態が継続したときは、運営委員長は、常務委員会に諮って申出を取り下げたものとして、終了することができるものとし、相談者にこの旨通知する。

（カウンセリング・プログラムへの参加）

第十五条の二　運営委員長は、常務委員会に諮って、事案の内容、相談者又は相手方の状況から、相談者又は相手方に防止啓発支援室が企画又は推奨するカウンセリング・プログラムへの参加を勧めることができる。

（相談者が相談以外の解決方法を望まない場合の措置）

第十五条の三　運営委員長は、相談者が第十四条第二号以下の事案解決方法をとることを拒否する場合にあって、当該事案について同号以下の事案解決方法をとるべき相当の理由があると認めるときは、常務委員会に諮って、事案を一般化するなどの方法を講じて、ハラスメントの防止啓発のために必要な措置をとることができる。ただし、この場合は、相談者が特定されないよう特段の配慮をしなければならない。

２　前項に定める必要な措置は、相手方の所属機関におけるハラスメント防止啓発のために必要な注意喚起のための措置を含むものとする。

（措置勧告手続の特例）

第十五条の四　第十四条第五号の規定にかかわらず、事案が特に重大である場合には、運

営委員長は、常務委員会の議を経て、相談者の同意を得た上で、措置勧告の手続を開始することができる。

（調査結果と申出取下げ勧告）

第十五条の五　調査の結果、事実がないこと又は措置に適しないことが明らかになったときは、運営委員長は、常務委員会の議を経て、理由を示して、相談者に通知し、申出の取下げを勧告することができる。相談者がこれに応じないときは、運営委員長は、防止啓発委員長と協議して、手続の終了を決定することができる。

（解決手続終結の目途）

第十六条　第十四条に定める各解決方法の終結の目途とする期間は、次の各号に定めるところによる。ただし、正当な理由があるときは、終結の時期を相当程度延期することができるものとし、延期するときは、相談者及び相手方に、延期の理由及び新たな終結の目途を通知するものとする。

一　相談及び通知　申出があった日の翌日から二カ月以内

二　意見の調整及び調停　申出があった日の翌日から四カ月以内

三　措置勧告　申出があった日の翌日から六カ月以内

第三節　措置勧告の実施

（措置勧告の実施）

第十七条　第十五条第一項第五号ルの規定により措置勧告が決定された場合には、防止啓発委員長は、相手方が第十条第一項第一号に定める者であるときは理事長又は学長に、同項第二号に定める者であるときは学長、高等学校長又は中学校長に、その措置の実施を勧告するものとする。

２　措置勧告が、構成員以外の相手方を対象としているときは、防止啓発委員長は、理事長に対し、この者について措置勧告の内容に適合する適切な措置を講じるように求めるものとする。

３　相手方が、本務として本学以外の他の機関に所属する場合には、防止啓発委員長は、理事長に対し、本学がこの者に対して行った措置の内容を当該他の機関に通知するよう求めることができるものとする。

４　理事長、学長、高等学校長又は中学校長は、前三項に定める勧告又は求めがあったときは、本学の所定の手続により、速やかに適切な措置を講じるものとする。

５　理事長、学長、高等学校長又は中学校長は、前項の規定に基づいて措置を講じた場合は、これを防止啓発委員長に通知するものとする。

６　前項に規定する場合に基づいて通知を受けた措置が当該措置に関する措置勧告と異なるときは、防止啓発委員長は、理事長、学長、高等学校長又は中学校長に、その理由について文書による説明を求めることができる。理事長が第二項又は第三項の求めに応じなかったときも同様とする。

７　防止啓発委員長は、第五項の規定により通知を受けた措置を相談者に報告するものとする。

第四節　仮の措置等

（仮の措置）

第十八条　運営委員長は、申出を受けた事案について、事案解決手続が開始された後において、なおハラスメント行為が継続しているとの申出があり、相談者の利益を守るため必要があるときは、相手方の意見を聴き、常務委員会に諮って、仮にその行為をやめるよう相手方に求めることができる。

２　運営委員長は、第一項の求めを行った後に、ハラスメントが当初から存在せず、又は継続していなかったことが明らかになったときには、求めを取り消す等適切な措置を講じなければならない。

（仮の措置に応じない場合の対応）

第十九条　前条第一項の求めにかかわらず、相手方がこれに応じないときは、運営委員長は、常務委員会に諮って、当該事案を措置勧告事案として処理できるものとする。

２　前項の規定により、当該事案を措置勧告事案として取り扱うこととしたときは、運営委員長は、これを相手方に通知する。

（相談者の地位の変更等）

第十九条の二　運営委員長は、申出事案について、相談者の現状を変更することが事案の解決に有意義であると認めるときは、事案解決手続の終結を待たず、関係者の意見を聴き、常務委員会に諮って、相談者の地位の変更等の措置を講じるよう関係機関に要請することができる。

第五節　弁明の機会

（運営委員会における弁明の機会の付与）

第二十条　運営委員会は、第十五条第一項第五号に規定する措置勧告案の決定に先立ち、措置勧告原案の対象とされている者に対し、措置勧告原案を示して、これに対する弁明の時期及び方法を通知しなければならない。

２　前項に規定する弁明の時期は、通知の日の翌日から十四日を下回ってはならない。

３　第一項の通知を受けた者は、弁明の時期までに、措置勧告原案について、書面で弁明することができる。

４　第一項の通知を受けた者は、口頭で弁明したい旨の申出をすることができる。弁明の要旨は、文書で準備するものとする。

５　前項の申出があったときは、運営委員会は、これに応じるものとし、弁明の場所及び期日を弁明の日の三日前までに、本人に通知する。

６　口頭で弁明をするときは、運営委員長は、第五号調査委員及び措置勧告原案作成委員会の委員以外の複数の運営委員をこれに当たらせるものとする。

７　前項の委員は、口頭による弁明の内容を記録し、運営委員長に提出する。

８　調査の過程で相手方の申述を文書に記録し、これを相手方に示してその意見を記録している場合には、事実関係について改めて弁明の機会を与えないことができる。この場合において、措置勧告原案の対象とされている者の意見を聴かなければならない。

（運営委員会に対する弁明書等の提出）

第二十一条　運営委員長は、前条第三項に規定する書面による弁明、同条第四項に規定する弁明の要旨又は同条第七項に規定する弁明内容の記録を運営委員会に提出し、その内容を報告しなければならない。

２　弁明が行われたときは、運営委員長は、弁明について措置勧告原案作成委員会の意見を求め、これを運営委員会に提出し、報告する。

（防止啓発委員会における弁明の機会の付与）

第二十二条　防止啓発委員長は、運営委員長から措置勧告案が提出されたときは、遅滞なく、措置勧告案の対象者に措置勧告案を示して、これに対し、弁明の時期を明示して、書面により弁明することができることを通知しなければならない。

２　前項に規定する弁明の時期は、通知の日の翌日から十四日を下回ってはならない。

３　弁明の時期までに弁明書が提出されたときは、防止啓発委員長は、運営委員長に、弁明に対する意見を提出させるものとする。

４　前項の規定により意見を求められた運営委員長は、措置勧告原案作成委員会の意見を聴いて弁明書に対する意見を取りまとめて防止啓発委員長に提出する。

（弁明方法の制限）

第二十三条　第二十条及び第二十二条に定める弁明は、本人が行う。

２　第二十条第一項又は第二十二条第一項に定める弁明の時期までに弁明書が提出されないとき又は第二十条第五項に定める弁明の期日に出席しないときは、弁明する意思がな

いものとして、手続を進行することができる。

第四章　ハラスメント防止啓発に関わる組織

第一節　防止啓発委員会

（防止啓発委員会）

第二十四条　本学におけるハラスメントの防止啓発活動を統一的かつ継続的に行うため、防止啓発委員会を置く。

（構成）

第二十五条　防止啓発委員会は、次の者で構成し、理事長が委嘱する。

一　常任理事の互選による者　一人

二　学部長の互選による者　一人

三　研究科長の互選による者　一人

四　大学院研究科委員長の互選による者　一人

五　中学校長及び高等学校長の互選による者　一人

六　学友会総務部長

七　学生部長

八　人事部長

九　学事部長

十　学部及び研究科から選出された専任教員並びに人事部、学事部及び学生部事務室から選出された専任職員　若干人

十一　中学校及び高等学校から選出された専任教諭　若干人

十二　防止啓発支援室に所属する専任職員

十三　その他防止啓発委員長が特に必要と認めた専任教職員　若干人

２　前項第十号、第十一号及び第十三号に定める委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

３　前項の規定にかかわらず第一項第十三号に定める委員の任期については、防止啓発委員長が別に定めることができる。

（防止啓発委員長）

第二十六条　防止啓発委員会に、防止啓発委員長を置く。

２　防止啓発委員長は、防止啓発委員会を代表する。

３　防止啓発委員長には、前条第一項第一号に定める委員をもって充て、理事長が委嘱する。

４　防止啓発委員長は、防止啓発委員会を招集し、議長となる。

５　防止啓発委員長は、ハラスメントの申出を受けることができる。この場合において、防止啓発委員長は、運営委員長と協議してその取扱いを決定する。

６　前条第一項第十号及び第十一号の委員の数並びに選出機関については、防止啓発委員長が防止啓発委員会に諮って定める。

７　防止啓発委員長は、第四十三条に定めるハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を任命する。

８　防止啓発委員長は、運営委員長又は第四十一条に定める防止啓発支援室長に対し、その業務又は第十三条第二項に定める相談機関の業務につき、報告又は説明を求めることができる。

（防止啓発委員会の議事）

第二十七条　防止啓発委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

２　防止啓発委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

３　前二項の規定にかかわらず、第十五条第一項第五号ルに定める措置勧告の決定に関しては、委員の三分の二以上の出席がなければ会議を開くことができず、出席委員の三分の二以上の賛成がなければ関係学内規程等による処分を内容とする措置勧告を決定することができない。ただし、措置勧告が関係学内規程等による処分を内容としないときは、前項の定めるところによる。

４　防止啓発委員長は、防止啓発委員会において、運営委員長に措置勧告案、相手方の弁明書の内容及びこれに対する運営委員長の意見を報告させる。この場合において、防止啓発委員長は、弁明書の原本を防止啓発委員会に提出しなければならない。

５　防止啓発委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（防止啓発委員会の審議事項等）

第二十八条　防止啓発委員会は、この規程が他に定めるものを除くほか、ハラスメント防止啓発活動等に関する次の事項について審議決定する。

一　防止啓発ガイドラインの改正に関すること。

二　ハラスメント防止啓発活動の基本方針の策定

三　指定相談機関の指定に関すること。

四　ハラスメント担当諸機関及び事案の解決方法の総合調整に関すること。

五　防止啓発活動の年度基本計画の策定

六　年度活動状況の取りまとめに関すること。

七　その他防止啓発活動に関する事項

第二節　防止啓発運営委員会等

第一款　防止啓発運営委員会

（運営委員会）

第二十九条　防止啓発委員会に、同委員会の定める基本方針に基づき、ハラスメント防止啓発活動を日常的に行うため、運営委員会を置く。

（運営委員会の構成）

第三十条　運営委員会は、第二十五条第一項第十号から第十三号までの委員によって構成する。

（運営委員会の委員長）

第三十一条　運営委員会に運営委員長を置く。

２　運営委員長は、第二十五条第一項第十号又は第十一号の委員の中から、防止啓発委員会で選出し、防止啓発委員長が委嘱する。

３　運営委員長は、この規程が運営委員長の権限として定めるものを処理するほか、ハラスメント防止啓発の日常的活動を統轄し、運営委員会を代表する。

４　運営委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

５　運営委員長は、運営委員会の活動について防止啓発委員長に報告し、必要に応じてその助言を求めることができる。

（運営委員会の副委員長）

第三十二条　運営委員会に副委員長若干人を置き、運営委員の中から、防止啓発委員長が運営委員長と協議して、指名する。この場合、副委員長一人は、第四十一条に定める防止啓発支援室長をもって充てる。

２　副委員長は、運営委員長に事故があるとき、その職務を代行する。副委員長の間の運営委員長の職務代行の順位は、運営委員長が、防止啓発委員長と協議して、予め定める。

（運営委員長及び副委員長の職務継続）

第三十二条の二　運営委員長及び副委員長は、第二十五条第二項の規定にかかわらず、第三十一条第二項及び第三十二条第一項の規定により、新たな運営委員長及び副委員長が選出され又は指名されるまで、引き続きその職務を行う。

（運営委員会の議事）

第三十三条　運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

２　運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

３　前項の規定にかかわらず、第十五条第一項第五号トに定める措置勧告原案が関係学内規程等による処分を内容とする場合は、出席委員の三分の二の賛成がなければ措置勧告案を決定することができない。

４　運営委員会は、必要に応じて、運営委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（運営委員会の審議事項）

第三十四条　運営委員会は、次の事項について審議決定する。

一　防止啓発活動の年間実施計画の策定及びその実施に関すること。

二　事案の解決業務の実施に関すること（第十五条第一項第五号ヲに定める連絡及び第十七条第七項に定める報告に関する事項を含む。）。

三　委員の役割分担に関すること。

四　第十五条第一項第五号リに定める措置勧告案を決定すること。

五　防止啓発委員会の審議事項の原案の作成に関すること。

六　運営委員会の年間報告書の作成に関すること。

（運営委員の責務）

第三十五条　運営委員は、この規程の定めるところにより、共同してハラスメントの防止啓発に努めなければならない。

２　運営委員は、運営委員会の定めるところにより事案の解決業務を分担する。

第二款　常務委員会

（常務委員会）

第三十六条　運営委員会に、常務委員会を置く。

２　常務委員会は、運営委員長、運営委員会副委員長及び防止啓発支援室専任職員で構成する。

３　常務委員会は、運営委員長が主宰する。

４　常務委員会は、この規程に定める事項を行うほか、運営委員会の業務の実施について協議する。

５　常務委員会は、必要がある場合は、その構成員以外の者に出席を求めて意見を聴くこ

とができる。

第三款　調査委員会、調停原案作成委員会及び措置勧告原案作成委員会

（調査委員会）

第三十七条　第十五条第一項第四号に定める調停又は同項第五号に定める措置勧告が求められた場合には、運営委員長は、その事案を調査するため、常務委員会に諮って、次の基準により第四号調査委員又は第五号調査委員（以下「各調査委員」という。）を指名する。

一　委員は、原則として、その委員の所属機関の事案を取り扱わないこと。

二　委員が調査のため、相談者又は相手方から事情を聴取するときは、複数の委員で行うこと。

三　相談者から事情を聴取する委員と相手方から事情聴取する委員は、異なった委員をもって充てること。ただし、一人の委員は、相談者及び相手方の双方から事情を聴取することができる。

四　第十五条第四項ただし書に定める再調査は、第五号調査委員が行い、その委員は、当該第四号調査委員とは異なる委員をもって充てること。

２　第四号調査委員会及び第五号調査委員会（以下「各調査委員会」という。）にそれぞれ、各調査委員の互選により委員長一人を置く。

３　各調査委員会委員長は、調査計画を立て、調査活動を調整する。

４　各調査委員は、聴取した事実につき、記録を作成し、できるだけ聴取を受けた者に内容の確認を求めることとする。この場合、聴取を受けた者が記録の訂正等を求めたときは、各調査委員の記録と求められた訂正を併記することができるものとする。

５　調査結果報告書は、各調査委員会の合議を経て、各調査委員会委員長がとりまとめ、運営委員長に提出する。

６　調査には、必要に応じ、専門知識を有する者を参加させることができるものとする。

７　前項の専門知識を有する者の選任は、運営委員長が、常務委員会に諮って、行うものとする。ただし、本学構成員以外の者について、これを選任する必要があるときは、運営委員長は、防止啓発委員長にその選任について協力を求めることができる。

（調停原案作成委員会及び措置勧告原案作成委員会）

第三十八条　第十五条第一項第四号ホに定める調停原案作成委員会及び同項第五号ホに定める措置勧告原案作成委員会に、それぞれ委員長一人を置く。

２　各原案作成委員会委員長は、各調査委員以外の運営委員について、各原案作成委員の

互選により選出する。

３　前条第三項、第五項、第六項及び第七項の規定は、この場合に準用する。ただし、第三項中「各調査委員会委員長」は「各原案作成委員会委員長」と、「調査計画」は「原案作成計画」と、「調査活動」は「原案作成活動」と、第五項中「調査結果報告書」は「各原案」と、「各調査委員会」は「各原案作成委員会」と、「各調査委員会委員長」は「各原案作成委員会委員長」とそれぞれ読み替えるものとする。

第三節　ハラスメント防止啓発支援室等

（ハラスメント防止啓発支援室）

第三十九条　ハラスメントに関する業務を処理するため、防止啓発委員会の下に防止啓発支援室を置く。

２　防止啓発支援室には、所要の専任職員及びカウンセラー等を配置する。

（防止啓発支援室の業務）

第四十条　防止啓発支援室は、運営委員会と連携して次の業務を行う。

一　防止啓発委員会の定めるハラスメント防止啓発活動の基本方針の下に防止啓発活動を行うこと。

二　防止啓発委員会の定める研修基本計画の下に研修を企画実施すること。

三　構成員等からのハラスメントの申出に応じて相談業務を行うこと。

四　ハラスメントに関する情報の収集及び広報活動を行うこと。

五　運営委員会の行うハラスメント解決業務を支援すること。

六　防止啓発委員会及び運営委員会の庶務を処理すること。

（防止啓発支援室長）

第四十一条　防止啓発支援室に室長を置く。

２　室長は、この規程が他に定める業務を行うほか、所属職員を統督し、防止啓発支援室の業務を総括する。

（防止啓発支援室と他の相談機関等との関係）

第四十二条　防止啓発支援室と第十三条第二項に定める相談機関は、ハラスメント相談業務につき相互に協力し、援助するものとする。

２　第十三条第二項に定める相談機関は、申出を受けた事案の内容並びに相談の経緯及び内容を防止啓発支援室に連絡するものとする。

３　指定相談機関は、その事案が複雑重大であって、当該機関での処理に適しない場合には、事案を防止啓発支援室に引き継ぐものとする。

４　防止啓発支援室は、必要に応じて、相談業務の実施に関し、防止啓発支援室と第十三条第二項に定める相談機関の合同の会議を開催することができる。

５　防止啓発支援室は、相談員の研修について、特別な配慮をしなければならない。

（相談員）

第四十三条　指定相談機関に相談員を置く。

２　相談員は、当該指定相談機関へのハラスメントの申出を受け、相談業務を行う。

３　相談員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

４　相談員は、必要に応じて、防止啓発支援室の援助を求めることができる。

（相談員の業務に関する特別な配慮）

第四十四条　防止啓発委員長は、相談員の相談業務の特殊性を考慮し、通常業務との関連において適切な配慮をするよう関係機関の長に求めることができる。

２　前項の規定は、第二十五条第一項第十号、第十一号及び第十三号の防止啓発委員に準用する。

（附属学校におけるハラスメント防止啓発組織等）

第四十四条の二　学校法人が設置する附属の中学校及び高等学校におけるハラスメント防止啓発組織等については、別に定める。

第五章　改正

（規程の改正）

第四十五条　この規程の改正は、防止啓発委員会の承認を得なければならない。

第六章　雑則

（事案処理の特例）

第四十六条　構成員のハラスメントについて、ハラスメントの申出がなく、本学以外の機関から構成員のハラスメントについての情報が提供された場合には、当該構成員が所属する機関の長は、当該行為に関してとられるべき本学内の措置に関し、防止啓発委員会に助言又は協力を求めることができる。

（運用の細目）

第四十七条　この規程に定めがあるものを除くほか、この規程の運用に当たっての必要な細目は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

（委員の選出及び任期の特例）

2　この規程施行後最初に就任する第二十五条第一項第十号及び第十一号の委員の数及び所属機関は、第二十六条第六項の規定にかかわらず、中央大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程（規程第千七百三十四号）（以下「旧規程」という。）第十三条に定める防止啓発委員長が旧規程第十一条に定める防止啓発委員会に諮って定める。

3　前項の委員のうち一部の委員の任期は、第二十五条第二項の規定にかかわらず、平成二十年三月三十一日までとする。

（経過措置）

4　この規程施行の際、現に本学の他の機関が行っている人権擁護活動については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千四百四十三号）

（施行期日）

1　この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規程施行の際、現に事案解決手続が行われている事案については、この規程を適用する。

附　則（規程第二千八百二十一号）

この規程は、令和二年一月二十日から施行する。